

四日市市告示第362号

四日市都市計画事業末永・本郷土地地区画整理事業の換地計画を土地地区画整理法第88条第2項の規定に基づき換地計画を公衆の縦覧に供する。については、同法施行令第55条の2において準用する同令第3条の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該換地計画について意見のある利害関係者は、平成27年9月15日までに施行者に意見書を提出することができる。

平成27年8月19日

四日市都市計画事業末永・本郷土地地区画整理事業

施行者 四日市市

代表者 四日市市長 田中 俊行

1 縦覧期間

平成27年9月2日から平成27年9月15日まで(土・日を含む)

2 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

3 縦覧場所

(平日) 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所都市整備部市街地整備・公園課

(土・日) 四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館7階相談室

(都市整備部市街地整備・公園課)